

**子ども医療費助成制度
事務の手引
(乳幼児及び小・中学生、高校生世代)**

浜松市こども家庭部子育て支援課

TEL 053-457-2792 FAX 053-457-3011

令和6(2024)年4月 発行

目 次

①	はじめに.....	P1
②	3つの基本原則.....	P1
③	制度の内容と特徴.....	P2
④	受給者証（乳幼児医療費/小・中学生、 高校生世代医療費）の見本.....	P3
⑤	医療機関等掲示ポスター.....	P4
⑥	子ども医療費助成のながれ.....	P5
⑦	子ども医療費助成制度と他の制度・給付の取扱い.....	P6
⑧	日本スポーツ振興センター災害共済給付制度について.....	P7
⑨	乳幼児医療費助成制度の事務手続について.....	P9
⑩	小・中学生、高校生世代医療費助成制度の事務手続について.....	P11
⑪	請求事務（医療機関・保険薬局・訪問看護ステーション）.....	P13
	●請求書記載例（医療機関・訪問看護ステーション）.....	P14
	●請求書記載例（保険薬局）.....	P16
⑫	請求事務（柔道整復）.....	P18
	●請求書記載例（施術所）.....	P19
⑬	診療時間等.....	P21
⑭	Q&A.....	P22

子ども医療費助成制度について

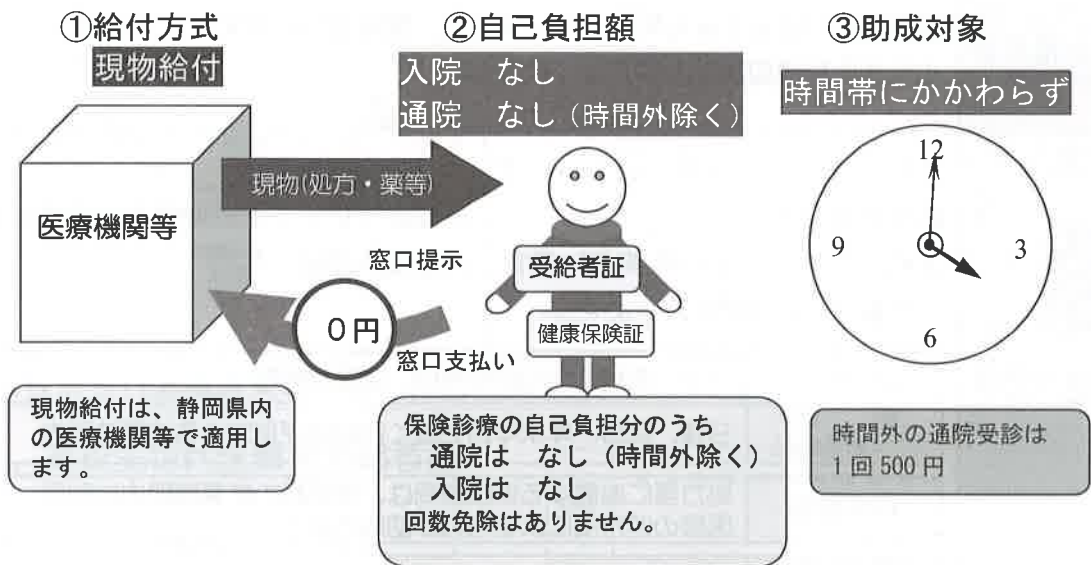
1 はじめに

子どもの疾病の早期発見・早期治療は、子どもの健やかな育ちにとって重要であり、今後の医療費負担の抑制にもつながるものと考えています。令和6年4月からは、乳幼児の通院（時間外は除く）の自己負担金を無償化し、保護者の経済的負担の軽減を図ります。

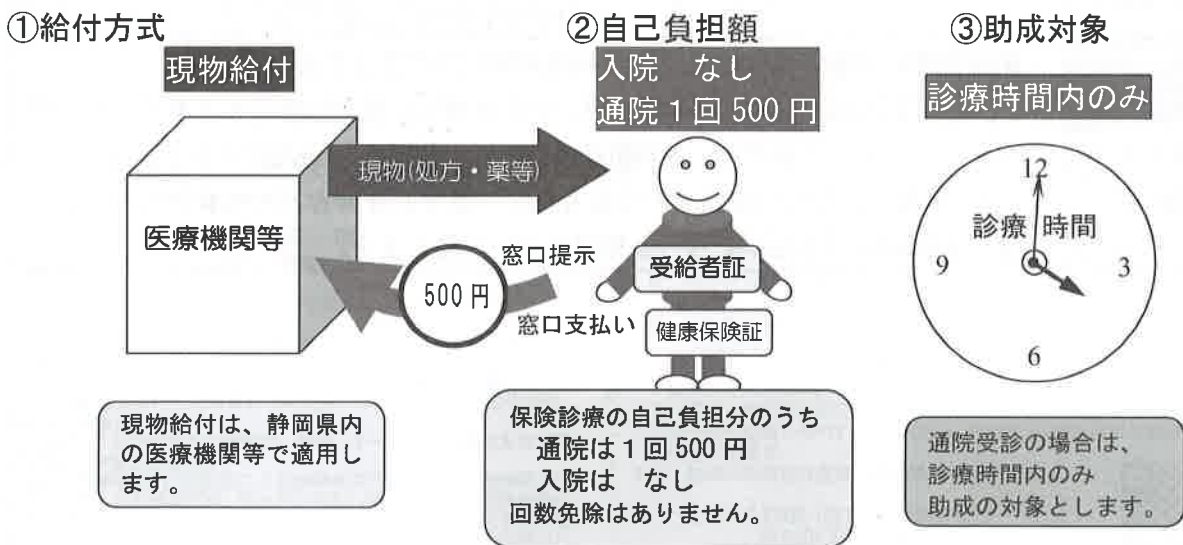
一方、この制度は、活力ある地域社会の維持のため、社会全体が次世代を担う子どもたちを育てることに責任を持つということから、長期的な少子高齢化社会対策でもあると考えています。

2 3つの基本原則

乳幼児



小・中学生、高校生世代



3 制度の内容と特徴

	乳 幼 児	小・中学生、高校生世代
対 象 者	6歳以下で小学校就学前の 3月31日まで	小学校入学～18歳に達する日以後の最初の 3月31日
自己負担	入 院	なし（食事療養費等は、助成の対象となりません。）
	通 院	なし ※時間外は1回500円 （回数による免除なし。）
支給方法	現物給付（受給者証を使用しない受診は、償還払いの対象です。） ※県外医療機関受診の場合は、償還払い。	
助成時間	通院について時間帯にかかわらず 助成対象です。 通院について下記の時間帯に受診 した場合自己負担はありません。	
	診 療 所	医師、歯科医師の診療所は、診療時間内
	病 院 (二次救急病院)	日曜、祝日、年末年始を除く各病院が指定する診療時間内
	保険薬局	処方箋に必需する保険薬局は、各薬局の営業時間内に利用。 医師の処方箋によるものが助成の対象。
	施 術 所 (柔道整復)	日曜、祝日を除く午前9時から午後6時までの営業時間内
適 用 外	県外の医療機関等、夜間救急室、時間外診療、 休診日（休日当番医の日を含む。）	
助成の対 象外とな る医療	<ul style="list-style-type: none"> ・保険診療の対象ではない費用は、助成対象とはなりません。 ・学校管理下におけるケガ等の場合は、学校を通じて独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付（4割相当の給付）を申請していただきます。 ・「ひとり親家庭等医療費助成の受給者証」、「重度心身障害者医療費助成の受給者証」をお持ちの方は、そちらを利用していただきます。 	

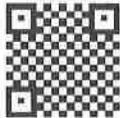
4 受給者証（乳幼児医療費/小・中学生、高校生世代医療費）の見本

乳幼児医療費受給者証 ピンク色【表】

乳幼児医療費受給者証		住所 *****	
氏名 *****	公費負担者番号	83220020	自己負担金 入院 な し 食事療養費等は助成対象となりません。 通院 な し 時間外は1回500円（500円未満の時はその額）
	受給者番号	9*****	
生年月日 *****		◆医療機関等の窓口はこの証と健康保険証と一緒に提示すると、医療費の助成を受けることができます。 ◆医療費の一部は自己負担となりますので、この証に記載された額を医療機関の窓口で支払ってください。 ◆印字数に限りがあり、氏名の正確な表示ができない場合があります。 ▼その他裏面の注意事項をよくお読みください。▼	
有効期限 西暦 *****			
***** 浜松市長		浜松市長	

この証は、静岡県外の医療機関等では使用できません。

乳幼児医療費受給者証 ピンク色【裏】

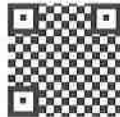
<p style="text-align: center;">注 意 事 項</p> <ol style="list-style-type: none"> 保険診療でないものは、この助成の対象となりませんので、全額を医療機関の窓口で支払ってください。 時間外診療、休診日（休日当番医の日も含む）、夜間救急室の受診では1回につき500円がかかります。 この助成による診療を取り扱わない医療機関で受診したときは、受診月の翌月以降1年以内に保険診療の所定の項目が記載された領収書（レシートは使えません。）とお子様の健康保険証・保護者の預金通帳・この証を添えてお住まいの区の担当窓口へ申請してください。 園管理下におけるケガ等で、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害給付を受ける医療費については、乳幼児医療費助成の対象となりません。 ※同給付が受けられなかった場合は、後日、乳幼児医療費助成の申請ができます。 浜松市から転出する場合は、この証は、転出日以降は無効となります。この証を市へ返却してください。 この証は下記の方は使えません。 (1) 生活保護世帯の方 	<ol style="list-style-type: none"> ひとり親家庭等医療費助成制度の対象の方 重度心身障害者医療費助成制度の対象の方 第三者行為による傷病で受診の方 限度額適用認定証との併用はできません。 加入している健康保険に変更が生じたときは、速やかに市の担当窓口へ届け出てください。 この証は大切に保管してください。破損・紛失の場合は再発行いたします。 「高額療養費制度」に該当したときは、その相当額を市が受け取らせていただきます。 偽り、その他不正にこの証を使用したときは、助成を受けた額の全部又は一部を返還していただきます。悪質な場合は関係機関に届け出ます。 助成の内容等は変更となる場合があります。 <p style="text-align: center;">【お問い合わせ・申請先はこちら】 (電話番号案内) 浜松市子育て情報サイトぴっぴ⇒</p> 
---	---

小・中学生、高校生世代医療費受給者証 白色【表】

小・中学生、高校生世代医療費受給者証		住所 *****	
氏名 *****	公費負担者番号	83220020	自己負担金 入院 な し 食事療養費等は助成対象となりません。 通院 1回500円 500円未満の時はその額
	受給者番号	9*****	
生年月日 *****		◆医療機関等の窓口はこの証と健康保険証と一緒に提示すると、医療費の助成を受けることができます。 ◆医療費の一部は自己負担となりますので、この証に記載された額を医療機関の窓口で支払ってください。 ◆学校管理下でのケガ等で独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害給付を受ける場合は、この証を使わないようお願いいたします。 ◆印字数に限りがあり、氏名の正確な表示ができない場合があります。 ▼その他裏面の注意事項をよくお読みください。▼	
有効期限 西暦 *****			
***** 浜松市長		浜松市長	

この証は、静岡県内の医療機関等の診療時間内に使用できます。時間外診療、休診日（休日当番医の日も含む）、夜間救急室には使用できません。また、静岡県外の医療機関等では使用できません。

小・中学生、高校生世代医療費受給者証 白色【裏】

<p style="text-align: center;">注 意 事 項</p> <ol style="list-style-type: none"> 保険診療でないものは、この助成の対象となりませんので、全額を医療機関の窓口で支払ってください。 時間外診療、休診日（休日当番医の日も含む）には使用できません。夜間救急室の受診では使用できません。 柔道整復師の施術については、日曜、祝日を除く午前9時から午後6時までの営業時間内に使用できます。 学校管理下におけるケガ等で、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付を受ける医療費については、小・中学生、高校生世代医療費助成の対象となりません。 ※同給付が受けられなかった場合は、後日、小・中学生、高校生世代医療費助成の申請ができます。 静岡県外の医療機関・この助成による診療を取り扱わない医療機関で診療時間内に受診したときなどは、受診月の翌月以降1年以内に保険診療の所定の項目が記載された領収書（レシートは使えません。）とお子様の健康保険証・保護者の預金通帳・この証を添えてお住まいの区の担当窓口へ申請してください。 	<ol style="list-style-type: none"> 他公費や限度額適用認定証との併用はできません。 第三者行為による傷病で受診する場合には使用できません。 加入している健康保険に変更が生じたときは、速やかに市の担当窓口へ届け出てください。 浜松市から転出する場合は、この証は、転出日以降は無効となります。この証を市へ返却してください。 「高額療養費制度」に該当したときは、その相当額を浜松市が受け取らせていただきます。 偽り、その他不正にこの証を使用したときは、助成を受けた額の全部又は一部を返還しなければならないことがあります。悪質な場合は関係機関に届け出ます。 助成の内容等は変更となる場合があります。 <p style="text-align: center;">【お問い合わせ・申請先はこちら】 (電話番号案内) 浜松市子育て情報サイトぴっぴ⇒</p> 
--	--

5 掲示ポスター

乳幼児

小・中学生

高校生世代

医療費助成制度

令和6年4月1日から乳幼児への医療費助成について
助成内容の一部と受給者証が変わります。



乳幼児医療費受給者証

公費負担者番号 83220020
受給者番号 9*****

氏名 *****
生年月日 *****

有効期限 *****

***** 浜松市長

この証は、静岡県外の医療機関等では使用できません。

小・中学生、高校生世代医療費受給者証

公費負担者番号 83220020
受給者番号 9*****

氏名 *****
生年月日 *****

有効期限 *****

***** 浜松市長

この証は、静岡県内の医療機関等の診療時間内に使用できます。時間外診療、休診日(休日当番医の日も含む)、夜間救急室には使用できません。また、静岡県外の医療機関等では使用できません。

●受給者証と健康保険証と一緒に医療機関の窓口にご提示してください。

対象となる方	対象の区分	自己負担金	受給者証が使える範囲
乳幼児 (0歳～小学校就学前の3月31日まで)	入院	なし	静岡県内
	通院	なし 時間外は1回500円	
小・中学生、高校生世代 (18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	入院	なし	
	通院	1回500円 時間外は助成対象外	

- ※保険薬局では、自己負担金はありません。
- ※健康保険の対象ではない費用、入院時食事療養費等は助成対象外ですので、別途お支払いください。
- ※浜松市にお住まいで、健康保険に加入している方が対象です。

乳幼児の通院については次の時間帯に受診した場合は無料です。

診療所	各診療所の、診療時間内に受診したとき
病院(二次救急病院)	各病院が指定する時間内に受診したとき
施術所(柔道整復師)	日曜・祝日を除く午前9時～午後6時の営業時間内に受診した場合

乳幼児が時間外診療、休診日、夜間救急室に受診した場合は、通院1回につき500円がかかります。

小・中学生、高校生世代は左に示す診療時間内の受診の時、助成が受けられます。

- ※時間外診療、休診日の受診、浜松市夜間救急室での受診は助成の対象外です。
- ※救急の場合も、診療時間外であれば助成の対象外です。

- 学校(園)管理下のケガ等の場合(独立行政法人日本スポーツ振興センターからの給付を受ける場合)は、この医療費助成を受けることができません。
- 「ひとり親家庭等医療費助成の受給者証」、「重度心身障害者医療費助成の受給者証」をお持ちの方は、そちらをご利用ください。
- 自立支援医療(育成医療)、小児慢性特定疾病等の公費負担医療の助成を受けることができる方は、そちらを受けてください。(その自己負担額を、下記窓口への申請により、全額払い戻しいたします。)
- 乳幼児で市民税非課税世帯(通院のとき)の方は自己負担の軽減措置がありますので、申請により差額を受け取ることができます。申請期間は受診した月の翌月から1年以内となります。対象となる場合は事前に係までご相談ください。

ご不明な点は、各子ども家庭センターへお問い合わせください。

- 中央子ども家庭センター(中央区役所内) TEL.053-457-2035
- 東子ども家庭センター(東行政センター内) TEL.053-424-0175
- 西子ども家庭センター(西行政センター内) TEL.053-597-1157
- 南子ども家庭センター(南行政センター内) TEL.053-425-1463

- 浜名子ども家庭センター(浜名区役所内) TEL.053-585-1121
- 北子ども家庭センター(北行政センター内) TEL.053-523-2893
- 天竜子ども家庭センター(天竜区役所内) TEL.053-922-0023

子ども医療費助成のながれ

1 請求の方式（浜松市長あて請求）

乳幼児

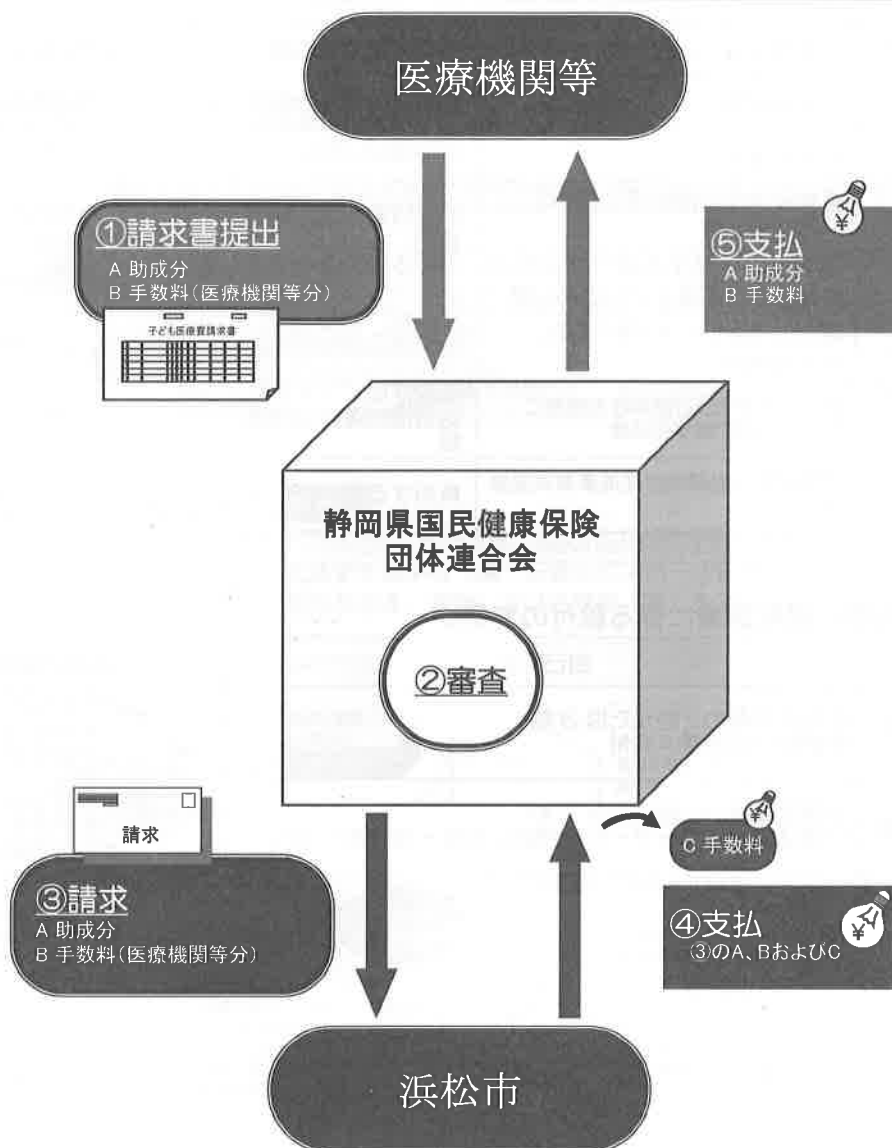
- ① 静岡県内受診等 現物給付方式（医療機関等から国保連合会へ提出）
受診者は医療機関等の窓口で通院時間内受診時・入院時自己負担なし
通院時間外受診時は500円/回 を支払う
- ② 県外受診の場合 償還払い方式（受診者が各子ども家庭センター窓口へ申請）
受診者は保険診療に係る自己負担分を支払う

小・中学生、高校生世代

- ① 静岡県内受診等 現物給付方式（医療機関等から国保連合会へ提出）
受診者は医療機関等の窓口で通院時500円/回（入院時自己負担なし）
を支払う
ただし、保険薬局、訪問看護ステーションは徴収額なし
- ② 県外受診の場合 償還払い方式（受診者が各子ども家庭センター窓口へ申請）
受診者は保険診療に係る自己負担分を支払う

2 請求に係る医療機関等

- ① 病院、診療所（保険医療機関：医師、歯科医師）
② 薬局（保険薬局：薬剤師）
③ 施術所（整骨院等：柔道整復師）
④ 訪問看護ステーション



7 子ども医療費助成制度と他の制度・給付の取扱い

① 乳幼児及び小・中学生、高校生世代医療費助成制度と他の福祉助成制度

医療費助成区分	支給方法	窓口払いの方法	備考
乳幼児医療費	現物給付	入院 なし、通院 なし（時間外は1回500円）	
小・中学生、 高校生世代医療費	現物給付	入院 なし、通院 1回500円	診療時間内助成
ひとり親家庭等医療費	現物給付	入院 なし、通院 1医療機関ごとに月500円 ※乳幼児は時間内受診の時負担なし（時間外は1回500円）	
重度心身障害者医療費	現物給付	入院 なし 通院 1医療機関ごとに月500円 ※乳幼児は時間内受診の時負担なし（時間外は1回500円）	

※複数の医療費助成に該当する場合、受給者証は重複して発行しない。

② 国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付の取扱い

区 分	他の法令等によるもの		子ども医療費での取扱い
	根 拠 等	自己負担	
養育医療	母子保健法	市長に納付する額	自己負担分を償還払い
療育の給付等			
骨関節結核その他の結核	児童福祉法	市長に納付する額	自己負担分を償還払い
小児慢性特定疾病	児童福祉法	医療機関等に納付する額	自己負担分を償還払い
障害児入所医療	児童福祉法	支援施設に負担する額	自己負担分を償還払い
精神障害による入院措置	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	都道府県知事に納付する額	自己負担分を償還払い
自立支援医療費の支給	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	自立支援医療機関等に納付する額	自己負担分を償還払い
特定医療費（指定難病）	難病の患者に対する医療等に関する法律	指定医療機関等に納付する額	自己負担分を償還払い
特定感染症医療	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	感染症指定医療機関等又は結核指定医療機関等に納付する額	自己負担分を償還払い
肝炎治療費	静岡県肝炎治療特別促進事業実施要綱	負担する額	自己負担分を償還払い

③ 現物給付になじまない保険医療に係る給付の取扱い

区 分	自己負担	子ども医療費助成での取扱い
保険給付の対象となる補装具（治療用装具）	保険医療費の2割または3割 医師は「証明書」交付	自己負担分を償還払い 医療機関において 受診時500円負担済
鍼灸・マッサージの施術	保険医療費の2割または3割 医師は鍼灸・マッサージ治療の「診断・同意書」交付	自己負担分を償還払い 医療機関において 受診時500円負担済

8 日本スポーツ振興センター災害共済給付制度について

独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「スポーツ振興センター」という。）は、子ども医療費助成制度の対象となる子どもの学校（園）の管理下でのケガ等について、保護者へ必要な給付（以下「災害共済給付」という。）を行っています。

医療機関等では、受診者の保険医療費の8割または7割分は通常のレセプト請求であり変わりませんが、残りの自己負担2割または3割分は、学校（園）の管理下でのケガ等の場合は、スポーツ振興センター扱いとし、窓口で本人に請求し、そうでない場合は、乳幼児及び小・中学生、高校生世代医療費受給者証（以下「受給者証」という。）等で扱うという仕分けになります。

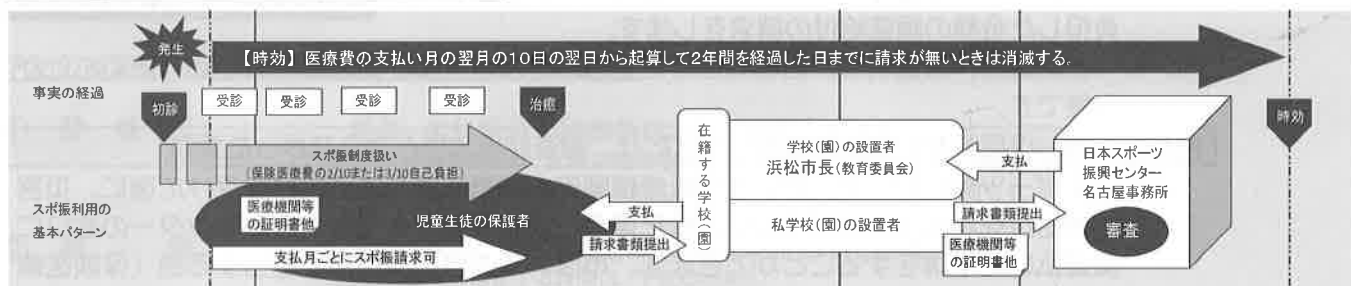
根拠法令	独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号）
請求範囲	学校（園）管理下の事由によるもので、療養に要する費用の額が5,000円以上（初診から治癒までの医療費総額：医療保険の10割分）のもの
給付金額	医療保険並の療養に要する費用の額の4/10
給付期間	同一の負傷又は疾病に関して、その支給開始後10年間
権利消滅	給付事由が生じた日から2年間請求しない場合は消滅（起算日：医療費の月ごとに、翌月の10日の翌日）

子ども医療費助成制度では、スポーツ振興センター災害共済給付を受ける場合は、助成をしないこととしていますが、もし、受給者証を利用してしまった場合でも、保護者は、スポーツ振興センターへ差額（自己負担した分）の請求をすることができます。

根拠（他の法令による給付等の調整 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第3条第4項）

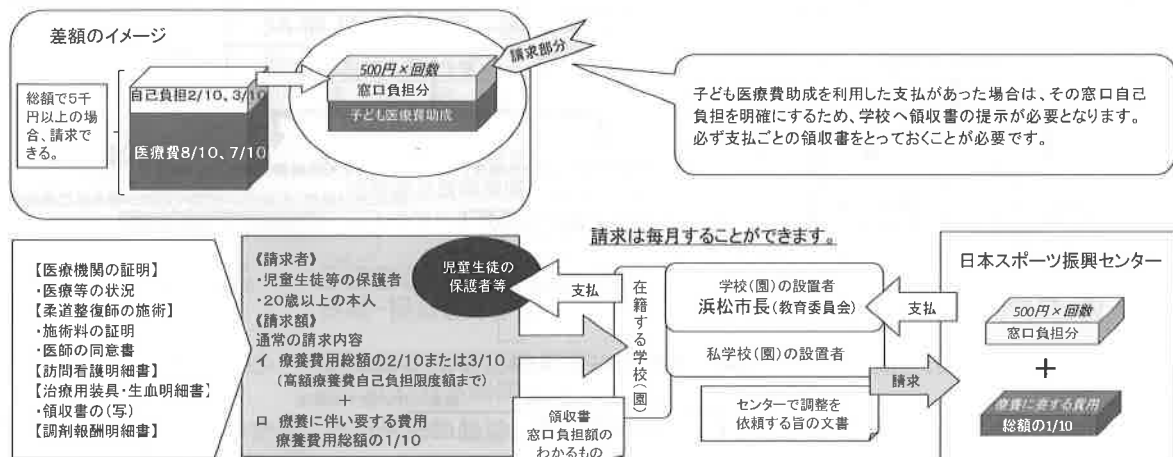
学校の管理下における児童生徒等の災害について、他の法令（法律及び市の条例等）の規定により国又は地方公共団体の負担において療養費の支給又は補償を受けたときは、その受けた限度において災害共済給付を行わない。

災害給付制度の基本的フローイメージ



保護者の差額給付のフローイメージ

- 保護者は、窓口で支払った負担額（500円×受診回数、乳幼児は時間内受診の場合なし）と療養に伴って要する費用（療養費用総額の1/10）を通学する学校（園）を通じてスポーツ振興センターへ請求します。
- 通常の請求と同様、医療機関の証明等を添え、通学している学校（園）を通じて請求します。（支払った月ごとに請求することができます。）



受診者・保護者が行う手続きの例

例1 第三者行為（交通事故などの加害者行為）の場合

通常の第三者行為と同様です。医療機関等は保険を適用せず、受診者又は加害者へ請求することになります。

例2 療養費総額が5,000円（患者自己負担額が1,500円）未済の場合

- ① スポーツ振興センター扱いをしたが、結果が5,000円未済となった場合、医療機関等の扱いに変更はありません。保護者は、災害発生日から起算して1年以内に、学校を通じて「浜松市学童等災害共済見舞金」の傷害見舞金2,000円を請求することができます。この場合に保護者が支払った医療費の自己負担分は、償還払いできます。
- ② 学校管理下でのケガ等で受給者証を使用した場合でも、医療費総額が5,000円未済の場合は、傷害見舞金の請求ができます。

例3 受給者証を使ったが、最終的に療養費総額が5,000円以上となった場合

受給者証を使っていたが最終的に5,000円以上となり、スポーツ振興センター対象であることがわかった、又は、後からスポーツ振興センター利用を希望する旨申し出があった場合でも、過去の支払額について、医療費助成のやり直し調整はしません。

医療機関等においては、いままでどおり学校（園）管理下でのケガに係る証明をし、保護者は、権利の消滅までの期間中に、学校（園）を通じてスポーツ振興センターへ、自己負担した金額の調整給付の請求をします。

この場合、保護者は、自己負担した金額が分かるよう、領収書を保存しておくことが必要です。

例4 療養費総額が5,000円未済として受給者証を使ったが、途中で5,000円以上となった場合

スポーツ振興センター扱いに切り替えることが初診日の属する月の途中であれば、自己負担額について、医療機関等と保護者との間で調整することは考えられます。

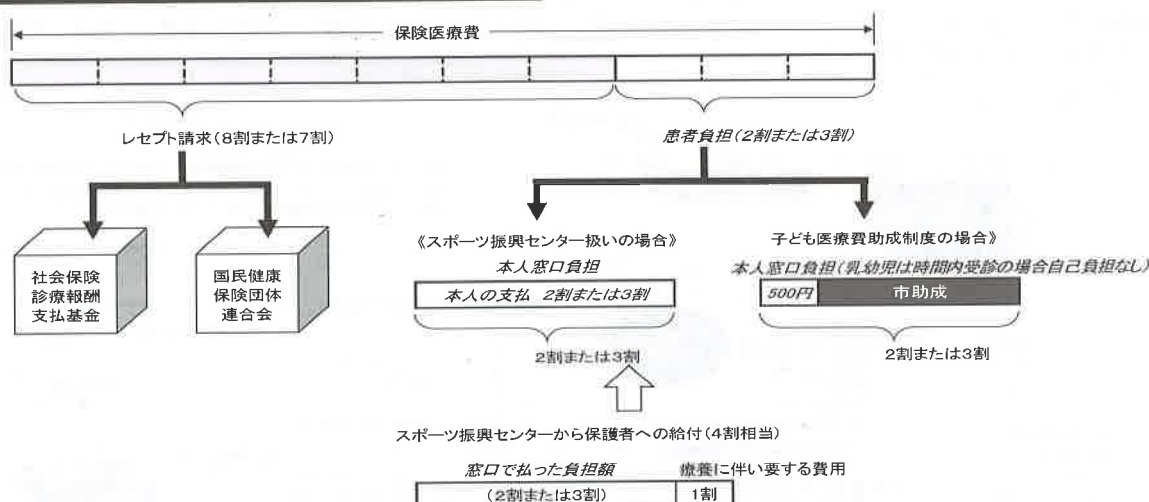
医療機関等はいままでどおり学校（園）管理下でのケガに係る部分の証明をし、保護者は、権利の消滅までの期間中に、学校（園）を通じてスポーツ振興センターへ、自己負担した金額の調整給付の請求をします。

この場合、保護者は、自己負担した金額が分かるよう、領収書を保存しておくことが必要です。

例5 スポーツ振興センター扱いをしてきたが、審査結果該当ならなかった場合

スポーツ振興センター扱いをし医療機関等の療養に該当する給付を受けた後に、災害共済給付を請求したところ却下された場合、保護者は、各こども家庭センターの窓口に償還払いの申請をすることができます。市は、その自己負担額に相当する額（保険医療費の2割または3割に相当する額）から受診1回につき500円（乳幼児は時間内受診の場合0円）を差し引いた額について償還払いをします。

保険医療費の請求と支払いのフローイメージ



9 乳幼児医療費助成制度の事務手続について

浜松市の助成制度である「乳幼児医療費助成制度」は、県内の医療機関等でのみ、受給者証による現物給付の事務手続を行うこととなります。

1 受給者証の確認

- ① 受診者の健康保険証を確認します。
(保険診療に係る医療費の自己負担分のみ、助成の対象となります。)
- ② 浜松市の交付した受給者証を確認します。
ポイント ア 有効期限 西暦で記載してあります。
イ 受給者番号 9を頭字とした7桁です。
ウ 公費負担者番号 「83220020」
- ③ 受給者証を忘れたりした場合は、普通の保険診療扱いとしてください。
この場合、保護者が申請手続きをすることで払い戻しを受けることができます。市に申請するよう、案内してください。
- ④ 助成の対象か確認してください。
他の公費負担等の医療の対象となっている人は、そちらの制度を利用します。
例 ア 園でのケガ等の場合
(本人等が園を通じ日本スポーツ振興センターへ4割を請求します。)
イ 「ひとり親家庭等医療費助成の受給者証」がある人
ウ 「重度心身障害者医療費助成の受給者証」がある人
エ その他の公費医療(6ページ②参照)
- ⑤ 子ども医療の受給者証を使用する場合は、限度額適用認定証は使えません。

2 診療時間の確認

下記の時間帯に受診した場合、自己負担はありません。

- ① 診療所 医師、歯科医師の診療所は、診療時間内
※診療時間とは、医療法施行規則別表第一の報告事項である診療日及び診療時間
(医療法第14条の2第1項により掲示することとされている時間です。)
- ② 病院 日曜、祝日、年末年始を除く、病院が指定する診療時間内
※病院が指定する時間は、下記のとおり。

浜松市内の病院が指定する時間

病 院 名	助成対象の時間帯
浜松医科大学医学部附属病院	8:30 ~ 17:00
浜 松 医 療 セ ン タ ー	8:30 ~ 17:00
浜 松 労 災 病 院	8:15 ~ 18:00
浜 松 赤 十 字 病 院	8:30 ~ 18:00
JA 静 岡 厚 生 連 遠 州 病 院	8:00 ~ 18:00
聖 隷 浜 松 病 院	8:00 ~ 18:00
聖 隷 三 方 原 病 院	8:00 ~ 18:00

- ③ 保険薬局 処方箋応需に対応した保険薬局は営業時間内
※医薬品医療機器等法施行規則別表第一の報告事項である営業日、営業時間
(医薬品医療機器等法第8条の2により閲覧に供することとされている時間です。)
 - ④ 施術所 柔道整復師法第17条に基づく柔道整復師の施術は
日曜・祝日を除く午前9時から午後6時までの営業時間(施術時間)内
 - ⑤ 訪問看護ステーション 医師の訪問看護指示書に基づき、保険診療が適用される訪問看護がおこなわれる時間
- ◆注意 夜間救急室の受診、夜間救急の受診、時間外受診、休診日(休日当番医の日も含む)も助成対象です(1回500円)。

3 自己負担金の徴収

病院、診療所等の窓口で受診者が支払う金額は、下記のとおりです。

- ① 入院 なし
- ② 通院 なし(時間外は1回500円)

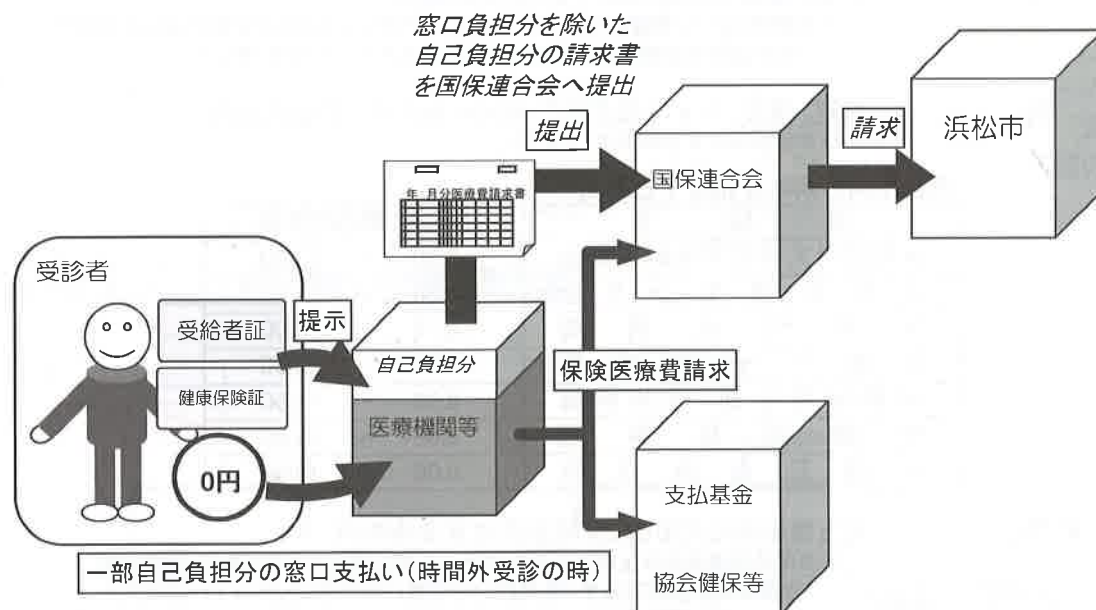
通院の数え方	同一の病院等で複数の診療科目がある場合	ア	同日に医科、歯科を受診した場合は、それぞれ1回
		イ	同日に歯科を除く医科の併科受診の場合は、併せて1回
	再診の場合		同日再診は、それぞれ1回

- ③ 保険薬局 処方箋交付を行った医療機関への受診と併せて1回
(薬局では回数を数えず、自己負担金を徴収しません。)
- ④ 訪問看護ステーション 訪問看護指示書を交付した医療機関のおこなった診療の一環として考え、訪問看護では、自己負担金を徴収しません。

4 費用の請求

- ① 窓口において受診者から徴収した額以外の自己負担額は、浜松市へ請求します。
- ② ①の請求書は、静岡県国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」といいます。)へ提出します。
- ③ 入院時食事療養費等は、助成の対象ではありません。ただし、請求書には記入します。

請求の流れイメージ



10 小・中学生、高校生世代医療費助成制度の事務手続について

浜松市の助成制度である「小・中学生、高校生世代医療費助成制度」は、県内の医療機関等でのみ、受給者証による現物給付の事務手続を行うこととなります。

1 受給者証の確認

- ① 受診者の健康保険証を確認します。
(保険診療に係る医療費の自己負担分のみ、助成の対象となります。)
- ② 浜松市の交付した受給者証を確認します。
ポイント ア 有効期限 西暦で記載してあります。
イ 受給者番号 9を頭字とした7桁です。
ウ 公費負担者番号 「83220020」
- ③ 受給者証を忘れたりした場合は、普通の保険診療扱いとしてください。
この場合、保護者が申請手続きをすることで払い戻しを受けることができます。市に申請するよう、案内してください。
- ④ 助成の対象か確認してください。
他の公費負担等の医療の対象となっている人は、そちらの制度を利用します。
例 ア 学校でのケガ等の場合
(本人等が学校を通じ日本スポーツ振興センターへ4割を請求します。)
イ 「ひとり親家庭等医療費助成の受給者証」がある人
ウ 「重度心身障害者医療費助成の受給者証」がある人
エ その他の公費医療(6ページ②参照)
- ⑤ 子ども医療の受給者証を使用する場合は、限度額適用認定証は使えません。

2 時間内診療の確認

- ① 診療所 医師、歯科医師の診療所は、診療時間内
※診療時間とは、医療法施行規則別表第一の報告事項である診療日及び診療時間
(医療法第14条の2第1項により掲示することとされている時間です。)
- ② 病院 日曜、祝日、年末年始を除く、病院が指定する診療時間内
※病院が指定する時間は、下記のとおり。

浜松市内の病院が指定する時間

病 院 名	助成対象の時間帯
浜松医科大学医学部附属病院	8:30 ~ 17:00
浜 松 医 療 セ ン タ ー	8:30 ~ 17:00
浜 松 労 災 病 院	8:15 ~ 18:00
浜 松 赤 十 字 病 院	8:30 ~ 18:00
JA 静 岡 厚 生 連 遠 州 病 院	8:00 ~ 18:00
聖 隷 浜 松 病 院	8:00 ~ 18:00
聖 隷 三 方 原 病 院	8:00 ~ 18:00

- ③ 保険薬局 処方箋応需に対応した保険薬局は営業時間内
※医薬品医療機器等法施行規則別表第一の報告事項である営業日、営業時間
(医薬品医療機器等法第8条の2により閲覧に供することとされている時間です。)
- ④ 施術所 柔道整復師法第17条に基づく柔道整復師の施術は
日曜・祝日を除く午前9時から午後6時までの営業時間(施術時間)内
- ⑤ 訪問看護ステーション 医師の訪問看護指示書に基づき、保険診療が適用される訪問看護がおこなわれる時間

◆注意 助成対象外となる受診
夜間救急室の受診、夜間救急の受診、時間外受診、休診日(休日当番医の日も含む)

3 自己負担金の徴収

病院、診療所等の窓口で受診者が支払う金額は、下記のとおりです。

- ① 入院 なし
- ② 通院 1回500円

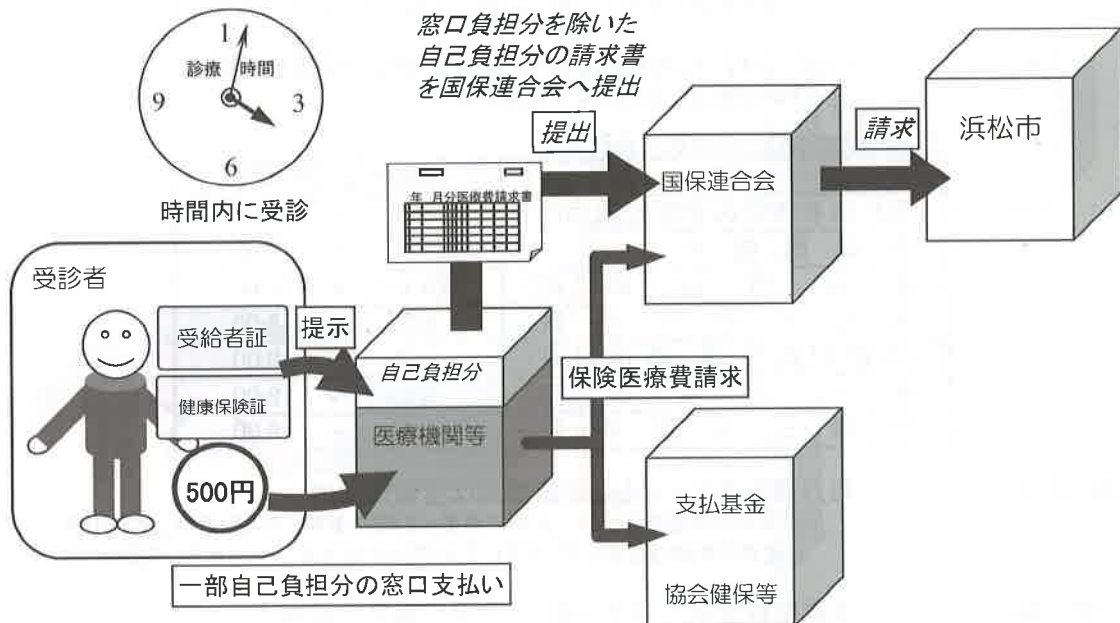
通院の 数え方	同一の病院等で 複数の診療科目がある場合	ア	同日に医科、歯科を受診した場合は、それぞれ1回
		イ	同日に歯科を除く医科の併科受診の場合は、併せて1回
	再診の場合	同日再診は、それぞれ1回	

- ③ 保険薬局 処方箋交付を行った医療機関への受診と併せて1回
(薬局では回数を数えず、自己負担金を徴収しません。)
- ④ 訪問看護ステーション 訪問看護指示書を交付した医療機関のおこなった診療の一環として考え、訪問看護では、自己負担金を徴収しません。

4 費用の請求

- ① 窓口において受診者から徴収した額以外の自己負担額は、浜松市へ請求します。
- ② ①の請求書は、静岡県国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」といいます。)へ提出します。
- ③ 入院時食事療養費等は、助成の対象ではありません。ただし、請求書には記入します。

請求の流れイメージ



11 請求事務（医療機関・保険薬局・訪問看護ステーション）

1. 請求書の提出先（郵送します。FAXでは受付できません。）

静岡県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」といいます。）

〒420-8558 静岡市葵区春日2丁目4番34号

電話 054-253-5595 （参考 FAX 054-253-5542）

2. 国保連合会への請求時期

各医療機関等からの請求書は、毎月15日（必着）までに提出します。

3. 請求書の作成方法

- ① 「子ども医療費請求書」（国保連合会HPに様式掲載）により、
国民健康保険分・社会保険（協会けんぽ、組合保険など）分を併せて作成します。
- ② 請求書の仕分け方法

医療機関	ア 市町ごとに別葉とします。（浜松市分でまとめます。）
	イ 診療月ごとに別葉とします。
	ウ 入院・通院ごとに別葉とします。
保険薬局	ア 市町ごとに別葉とします。（浜松市分でまとめます。）
	イ 診療月ごとに別葉とします。
訪問看護ステーション	ア 市町ごとに別葉とします。（浜松市分でまとめます。）
	イ 診療月ごとに別葉とします。

4. 国保連合会からの決定通知

15日までの受付分について、翌月の診療報酬振込通知書により通知されます。

5. 国保連合会からの医療費、事務手数料の支払い

15日までの請求受付分は、翌月に診療報酬とともに支払われます。

6. 国保連合会へ提出した請求書の修正（取消）方法

国保連合会へ提出した請求書に誤りがあり、修正（取消）をしたい場合は、
その希望する受給者の「請求取消依頼書」（国保連合会HPに掲載）を国保連合会に提出
してください。

その場合、電話やFAXによる依頼はできません。

No. 1

保険医療機関の請求書記載例

あて先 浜松市長

公費負担者番号
8 3 2 2 0 0 2 0

医療機関コード
1234567

診療年月を記入します。

請求先である浜松市の番号は83220020

保険医療機関の所在地、名称及び開設者氏名
医療機関コードを記入します。

4 年 5 月 分

こども医療費請求書

該当の番号を○で囲みます。

提出年月日を記入します。

通し番号
市町別、診療月別、入院・通院別に1から通して記入します。

下記のとおりに請求する。

4 年 6 月 10 日

浜松市〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
浜松 太郎

No.	受給者番号	受給者氏名	生年月日		一部負担割合	診療日数	保険総点数	窓口徴収額 円	入院時食事療養費		備考		
			年	月					日	基準額 円		標準負担額 円	
1	入院 (2) 通院												
1	9012345	遠州一郎	1	8	0	5	2	6	3	3,500	1,000		
2	9067890	カクゾウ XITJ	2	6	1	2	0	3	3	4,500	1,500		
3													
6													
7													
8													
9													
10													
小計										5	8,000	2,500	
合計										5	8,000	2,500	

受給者証に記載されている9から始まる7桁の番号を記入します。

漢字又はカタカナで記入します。

和暦で記入します。年、月、日それぞれ1桁の場合は、前へ0をつけます。

浜松市の小・中学生医療費助成は、500円を必ず徴収しますから、0はありません。乳幼児医療費助成は時間内受診の時負担なしです。

入院の場合のみ、助成対象、対象外に関わらず、基準額、標準負担額を記入します。

合計は、浜松市の診療月別、入院・通院別の最終ページに記入します。

注) 1. 一部負担割合は「3」か「2」のどちらかを記入してください。

「3」……一部負担3割の保険の場合

「2」……一部負担割合2割の保険の場合

公費負担者番号
8 3 2 2 0 0 2 0

医療機関コード

あて先 浜松市長

保険医療機関の所在地、名称及び開設者氏名

年 月 分 こども医療費請求書

(印)

下記のとおり請求する。

年 月 日

1 入院		2 通院		受給者氏名	生年月日		一部負担割合	診療日数	保険総点数	窓口徴収額 円	入院時食事療養費		備考	
No.	受給者番号	年	月		日	円					円	標準負担額		円
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
小 計														
合 計														
99														

注) 1. 一部負担割合は「3」か「2」のどちらかを記入してください。

「3」…一部負担3割の保険の場合

「2」…一部負担割合2割の保険の場合

様式 7 (用紙 日本工業規格A4横型)

保険薬局の請求書記載例

No. 1

医療機関コードを記入します。

薬局コード
1234567

あて先 浜松市長

請求先である浜松市の番号は83220020

4 年 5 月分 こども医療費請求書

提出年月日を記入します。

調剤した年月を記入します。

下記のとおり請求する。

4 年 6 月 10 日

通し番号
市町別に1から記入します。



No.	受給者番号	受給者氏名	生年月日			一部負担割合	処方箋回数 枚	保険総点数	備考			
			年	月	日							
1	9012345	遠州一郎	1	8	0	5	2	6	3	2	500	
2	9067890	カカハツ カカ	2	6	1	2	0	3	3	3	1,000	
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
99	合計											
	小計											
	合計											

処方箋回数(枚数)を記入します。

和暦で記入します。年、月、日それぞれ1桁の場合は、前へ0をつけます。

漢字又はカタカナで記入します。

受給者証に記載されている9から始まる7桁の番号を記入します。

小計は、1枚ごとに記入します。

合計は、調剤月別の最終ページに記入します。

注) 1. 一部負担割合は「3」か「2」のどちらかを記入してください。 「3」...一部負担3割の保険の場合 「2」...一部負担割合2割の保険の場合

公費負担者番号
8 3 2 2 0 0 2 0

薬局コード

あて先 浜松市長

保険薬局の所在地及び氏名

年 月 分 こども医療費請求書



下記のとおりに請求する。

年 月 日

4 調剤 No.	受給者番号	受給者氏名	生年月日			一部負担割合	処方箋回数 枚	保険総点数 点	備考
			年	月	日				
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
			小 計						
99			合 計						

注) 1. 一部負担割合は「3」か「2」のどちらかを記入してください。

「3」……一部負担3割の保険の場合 「2」……一部負担割合2割の保険の場合

12 請求事務（柔道整復）

1. 請求書の提出先（郵送します。FAXでは受付できません。）

静岡県国民健康保険団体連合会（審査調整課）（以下「国保連合会」といいます。）
〒420-8558 静岡市葵区春日2丁目4番34号
電話 054-253-5541（参考 FAX 054-253-5543）

2. 国保連合会への請求時期

各施術所からの請求書は、毎月15日（必着）までに提出します。

3. 請求書の作成方法

請求書の仕分け方法

- 施術所 ア 市町ごとに別葉とします。（浜松市分でまとめます。）
- イ 施術月ごとに別葉とします。

4. 請求書提出後の注意点

別途申請した「柔道整復施術療養費支給申請書」が返戻された場合であっても、「子ども医療費請求書」を再提出する必要はありません。

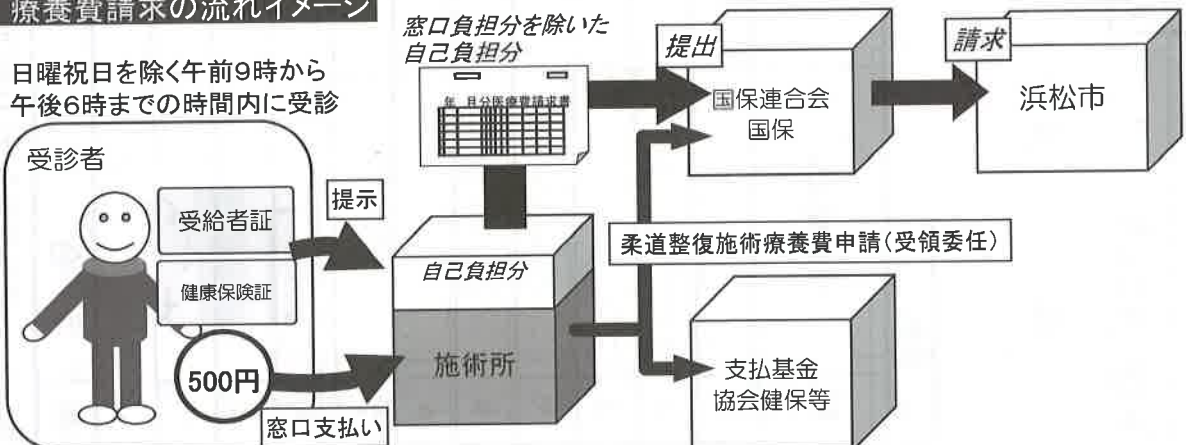
5. 国保連合会からの療養費、事務手数料の支払い

15日までの請求受付分は、翌月に柔道整復施術療養費とともに支払われます。

6. 国保連合会へ提出した請求書の修正（取消）方法

国保連合会へ提出した請求書に誤りがあり、修正（取消）をしたい場合は、その希望する受給者の「請求取消依頼書」（国保連合会HPに掲載）を国保連合会に提出してください。
その場合、電話やFAXによる依頼はできません。

療養費請求の流れイメージ



施術所の請求書記載例

No. 1

あて先 浜松市長

4 年 5 月 分 こども医療費請求書

施術した年月(和暦)を記入します。

公費負担者番号
8 3 2 2 0 0 2 0

通し番号

施術所コード
□□□□□□□□□□

登録記号番号を記入します。
協 ○○○○○○○○○○
又は
契 ○○○○○○○○○○
ハイフン(-)はいりません。

浜松市〇区〇〇町〇〇〇-〇
〇〇〇〇接骨院 浜松 太郎



下記のとおり請求する。

4 年 6 月 10 日

提出年月日(和暦)を記入します。

6 柔整師

No.	受給者番号	受給者氏名	生年月日		一部負担割合	実日数	施術料の総額 円	窓口徴収額 円	備考
			年	月					
1	9012345	遠州一郎	18	05	26	3	4,150	1,000	
2	9067890	カクビ××	26	12	03	3	2,750	500	
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
	小計						6,900	1,500	
99	合計						6,900	1,500	

和暦で記入します。
年、月、日それぞれ1桁の場合は、
前へ0をつけます。

小計は、1枚ごとに記入します。

合計は、施術月別の最終ページに記入します。

(注1) 一部負担割合欄には、一部負担が3割の保険の場合は「3」を2割の保険の場合は「2」を記入してください。

(注2) 受領委任する場合は、必ず受領委任欄に記入してください。

上記のこども医療費の受領を下記の者に委任します。

年 月 日 柔道整復師名
受領委任 団体名及び代表者氏名

印

様式 8 (用紙 日本工業規格A4横型)

No.

施 術 所 コー ド

公 費 負 担 者 番 号
8 3 2 2 0 0 2 0

施術所の所在地、名称及び柔道整復師の氏名

あて先 浜松市長
年 月 分 こども医療費請求書



下記のとおりに請求する。

年 月 日

6 柔 整 師		受給者番号	受給者氏名	生年月日		一部負担割合	実日数 日	施術料の総額 円	窓口徴収額 円	備 考
No.	年			月	日					
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
		小 計								
		合 計								
99										

上記のこども医療費の受領を下記の者に委任します。

柔道整復師名

受領委任

年 月 日

団体名及び代表者氏名

印

(注1) 一部負担割合合欄には、一部負担が3割の保険の場合は「3」を2割の保険の場合は「2」を記入してください。

(注2) 受領委任する場合は、必ず受領委任欄に記入してください。

13 助成が適用される診療時間等について（通院）

小・中学生、高校生世代医療費助成制度の通院助成実施にあたり、浜松市では、近年社会問題化している救急医療の疲弊やコンビニ受診の問題などにも配慮し、医療機関（病院・診療所）等における医療費助成の対象を、「診療時間内の受診」といたしました。乳幼児は診療時間外の受診も助成対象です。（1回につき500円）

小・中学生、高校生世代について助成の適用をする区分は下記のとおりです。

1 診療所 医師、歯科医師の診療所は、診療時間内

※診療時間とは、医療法施行規則別表第一の報告事項である診療日及び診療時間で、保健所に届け出たものです。

日曜日に届出診療時間のある診療所等が休日当番医の業務を行う場合の取扱い

- 1 日曜日の診療時間が終日にわたる場合は助成を適用することとします。
 - 2 1以外の場合（半日が診療時間となっている場合など）には、適用しないこととします。
- 市民への周知は、関係する医療機関の窓口へ掲示する方法とします。

【理由】 ・市民にとって分かりにくく混乱しやすいこと。

たとえば、午前中が届出時間として助成対象であるが、午後からは当番医の診療として3割負担が求められることは、市民にわかりにくく、助成対象の適否は診療所の窓口でも説明が難しくなります。

- ・普段の日曜日に終日診療を行っている場合、休日当番医の業務が同様に終日であれば、実務上、線引きの困難は生じない。

2 病院（二次救急病院） 日曜、祝日、年末年始を除く各病院が指定する診療時間内

浜松市内の二次救急病院が指定する時間

病 院 名	助成対象の時間帯
浜松医科大学医学部附属病院	8:30 ~ 17:00
浜 松 医 療 セ ン タ ー	8:30 ~ 17:00
浜 松 労 災 病 院	8:15 ~ 18:00
浜 松 赤 十 字 病 院	8:30 ~ 18:00
JA 静岡厚生連 遠州病院	8:00 ~ 18:00
聖 隷 浜 松 病 院	8:00 ~ 18:00
聖 隷 三 方 原 病 院	8:00 ~ 18:00

3 保険薬局 利用時間による利用の適否区分なし

保険薬局における対応

- ・処方箋に応需した保険薬局での医療費は、薬局の利用時間及び医療機関での助成の適否にかかわらず、助成を適用できることとします。（自己負担金はありません。P10, 12 3参照）

- 【理由】 ・医療機関を時間内受診しても、薬局においては時間外になる可能性が考えられる。
- ・医療機関の処方箋で診療時間内であるか否かは判断できない場合が多く、そのためだけに医療機関に対し処方箋に表示をすることなどさらに事務的な負担を強いることは効率的でないこと。
 - ・医療機関の開院時間に比べ、さまざまな薬局の開局時間の中、時間外の対象や考え方を市民等に理解してもらうことがむずかしく、混乱させないこと。

なお、この方針は、浜松政令市医師会及び浜松市薬剤師会の意見をもとに定めたものです。

実施に当たっては「保険薬局へは営業時間内にお願ひします。」等、市民への周知を行い、不急の理由による薬局の時間外利用は避けるよう誘導する。

4 施術所（柔道整復） 日曜、祝日を除く午前9時から午後6時までの営業時間内

※柔道整復師法第17条に基づく柔道整復師の施術

5 訪問看護ステーション 医師の訪問看護指示書に基づき、保険診療が適用される訪問看護がおこなわれる時間

子ども医療費助成制度 - Q & A -

(乳幼児及び小・中学生、高校生世代)

全般的なこと

Q1	制度の対象となる「乳幼児」の定義を教えてください。
A	0歳から、6歳以下で小学校就学前の3月31日までの間にある者となります。
Q2	制度の対象となる「小・中学生、高校生世代」の定義を教えてください。
A	<p>小学校就学年の4月1日から、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者となります。交付される小・中学生、高校生世代医療費受給者証には、有効期限を18歳に達する日以後最初の3月31日とし、誰にでもわかりやすく、西暦で表示することにしました。</p> <p>また、高校生世代や外国人学校に通っている児童等で、実際に小・中学校、高校に在籍していなくても、同年齢であれば該当になります。</p>

受給者証に関すること

Q3	医療機関等の窓口では受給者証だけを提示すればよいのですか。
A	この制度は、保険診療に係る自己負担分の一部を助成するものですから、まず、健康保険加入者であることが必要です。従って、「受給者証」と同時に加入している「健康保険証」の提示も必要となります。
Q4	同月に何回か受診する人について、毎回、受給者証と保険証の確認が必要ですか。必要とする場合、院内に掲示したほうがいいでしょうか。
A	転出や、他の受給者証への変更（ひとり親家庭医療など）の可能性がありますので、毎回確認をお願いいたします。院内掲示につきましては、制度のポスターをご用意しますので、そちらをご活用ください。
Q5	受給者証と限度額適用認定証を同時に使うことはできますか。
A	子ども医療の受給者証を使用する場合は限度額適用認定証を使うことはできません。
Q6	受給者証を紛失した場合や、忘れた人が、同月中に受給者証を持参した場合、医療費助成を適用して、差額を返金することは可能ですか。また、レセプト請求後に持参した場合はどうですか。
A	<p>原則として、受診時に受給者証の提示がない場合は、適用できません。ただし、後日償還払いの対象となります。</p> <p>なお、子ども医療費の請求は、レセプト請求とは別の手続きとなります。</p>
Q7	受診時に受給者証を忘れた人が、いったん帰宅し、薬局では受給者証を提示した場合は、助成を適用できますか。
A	処方箋に応じた保険薬局での医療費は、すべて助成の対象とします（自己負担金の徴収もなし）。この場合、医療機関において助成対象でなかったとしても、薬局では助成対象となります。

Q8	他市へ転出した人が受給者証を提示したために、500円で会計を済ませてしまった場合はどうすればいいですか。 また、そうしたトラブルを防ぐために、転出手続き時に受給者証を回収するなどの対策は行いますか。
A	受給者証を提示し、保険証の住所も浜松市のままであった場合、医療機関で判別は不可能と考えられます。このため、請求の取り消し等は必要ありません。このようなケースは、市から医療機関への支払いはそのまま行い、市が本人に返金の請求をします。 転出届時には、原則として回収を行います。
Q9	住所の欄は、印字されますか。転居した場合はどうなりますか。
A	住所の欄には、発行時の住所を印字します。転居した場合は、ご自身で手書き修正していただきます。
Q10	紛失等で再発行した場合には、受給者証の番号が変わりますか。また、市内で転居した場合はどうですか。
A	再発行をしても受給者証の番号は変わりません。 なお、市内で転居した場合の、新しい受給者証の発行は行いません。

自己負担金に関すること

Q11	同じ日に複数受診した場合の自己負担はどうなりますか。
A	次のような取り扱いとなります。(※乳幼児の場合は負担なし。ただし、時間外受診の場合は1回500円) ①複数の医療機関に受診した場合 それぞれ1回の診療と数えて500円 ②複数の診療科を有する医療機関では ・同一日において ア. 医科及び歯科に受診した場合は、それぞれ1回500円 イ. 歯科を除く複数の診療科に受診した場合は、併せて1回500円 ③同日再診は それぞれ1回の診療と数えて500円 (※小児科外来診療料を算定する場合等、再診料が発生しない場合は一日500円)
Q12	保険の一部負担額が500円に満たない場合は、幾らを徴収するのですか。
A	その金額を徴収してください(500円ではありません)。

請求書、請求に関すること

Q13	請求をするのが月遅れになっても助成されますか。
A	月遅れになっても助成されます。*診療報酬同様の時効が適用されます(5年)。 なお、償還払いの場合の、償還申請期間は、診療の翌月から1年間です。

Q14 たとえば、同じ人が同月に3回受診したうちの1回が時間外だったために助成を適用しなかった場合、請求書の実日数はどう記入しますか。

A 適用した日のみ数え、2日と記入します。

日本スポーツ振興センター災害共済給付に関すること P7~P8 もご参照ください。

Q15 腰痛や関節痛などで、原因が持病か、学校（園）管理下（体育や部活など）なのか、はっきりしない場合は、本人の申告にまかせて良いのですか。
また、学校（園）でのケガと、そうでないもので同時に受診する場合はどうすべきですか。

A 日本スポーツ振興センターの災害共済給付の判断基準は、これまでと全く変わるものではありません。詳細をお知りになりたい場合は、お手数ですが同センターに直接お問い合わせいただいた方が確実です。同センター扱い該当と判断ができる場合には、受給者証を適用せず請求の手続きをしていただくようお願いいたします。

なお、請求手続きの結果として、全部または部分的に災害共済給付が適用にならなかった場合には、償還払い申請により子ども医療費の助成を行います。

Q16 子ども医療費助成を適用したあとから、学校（園）でのケガと判明して、証明を書いた場合は、どうすべきですか。特に、月をまたいで、レセプト請求が済んでいる場合はどうですか。

A すでに子ども医療費の助成が済んでいる場合には、日本スポーツ振興センターへ差額の請求を行うこととなり、このとき、医療機関と受診者との間で、金銭の調整の必要はありません。*差額請求：子ども医療の自己負担（一回500円、乳幼児は時間内受診の時なし）に、医療費の10分の1を加えた金額を請求。

ただ、もし、医療機関の経理上、精算ができる（子ども医療費の請求をやめて、2割または3割負担を本人から受け取れる）場合は、お手数ですがお願いします。

また、保険機関へのレセプト上は、いずれの場合も8割または7割分の請求となりますので、レセプト請求済みであっても特に調整していただくことはありません。

保険薬局での取扱いに関すること

Q17 県内で受診して県外の薬局へ行った場合は償還払いですか。

A 償還払いとなります。

Q18 処方箋に応需する保険薬局の中には、病院又は診療所に合わせ土曜の午後や日曜が営業日ではないところがあります。しかし、診療所の休日当番に合せて営業をした場合は、取扱をどうしたらよいでしょうか。

A 処方箋に応需した保険薬局での医療費は、自己負担分の徴収をせず、すべて助成の対象とします。この場合、医療機関において助成対象でなかったとしても、薬局での自己負担徴収はせず、助成対象となります。

Q19 県外の医療機関に受診し、処方箋が発行され、それを県内の薬局に持参した場合、薬局も償還払いとなるのですか。

A 現物給付となります。

Q20 保険薬局における時間外の場合の対応はどうなりますか。

- 例
- ① 医療機関が時間内で保険薬局が時間内
 - ② 医療機関が時間外で保険薬局が時間内
 - ③ 医療機関が時間内で保険薬局が時間外
 - ④ 医療機関が時間外で保険薬局が時間外
 - ⑤ 医療機関が休日当番の処方箋
 - ⑥ 夜間救急室の処方箋
 - ⑦ 時間外救急の処方箋

A 記載の例を含め、処方箋に基づく薬局における医療費は、すべて助成の対象とし、自己負担金500円の徴収はありません。

【保険薬局における時間外の場合の対応について】

- 例示のような多岐にわたる条件でそれぞれ対応が変わると、保険薬局の窓口で市民が混乱を来すおそれがあり、また、薬局の開局時間は医療機関の開院時間に比べるとさまざまであり、時間外の対象や考え方を市民等に理解してもらうことがむずかしいこと。
- 医療機関（病院・診療所）における医療費助成の対象が時間内受診に限定されている趣旨は、コンビニ受診の問題などが起きないようにするものであること。
- 医療機関を時間内受診して、受診後直ちにかかりつけ薬局や近隣の薬局に処方箋を持参し、調剤を求めたとしても、薬局においては時間外の対象になる可能性が考えられること。
- 薬局においては医療機関の処方箋だけで診療時間内であるか否かは判断ができない場合が多く、また、そのためだけに医療機関に対し処方箋に表示をすることなどさらに事務的な負担を強いることは効率的でないこと。

なお、この方針は、浜松政令市医師会及び浜松市薬剤師会の意見をもとに定めたものです。

また、実施に当たっては「保険薬局へは営業時間内をお願いします。」等、市民への周知を行い、不急の理由による薬局の時間外利用は避けるよう誘導することとし、この取扱による薬局への影響を少なくするようにします。

診療時間に関すること

Q21 紹介状による受診、救急搬送の場合等に、時間外(対象外)扱いの特例は設けますか。

A 特例は設けません。

Q22 当院は二次救急病院ではありませんが、時間内とは、診療所と同じように考えればよろしいですか。また、二次救急病院のように、指定する時間を定めてもよろしいですか。

A 保健所に届け出てある診療時間として取扱いをお願いいたします。

Q23 昼休み中に、患者から電話があり、急きょ昼休み中に診察した場合は、小・中学生、高校生世代医療費の助成対象になるのでしょうか。

A その時間が、医療法に基づき届出がされている診療日及び診療時間であれば小・中学生、高校生世代医療費の助成対象となります。時間外であれば適用されません。
なお、乳幼児の場合、その時間が医療法に基づき届出がされている診療日及び診療時間であれば自己負担はありません。時間外であれば1回500円です。

Q24 日曜日は通常診療日になりますが、助成の対象になりますか。

A 原則として対象となります。

Q25	日曜日は通常診療日になりますが、小・中学生、高校生世代医療費の助成対象外となる受診に休日当番医の受診とあります。当番医になった場合はどうなるのですか。
A	<p>診療所等が、休日当番医の業務を行う場合は、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 日曜日の診療時間が終日にわたる場合に助成を適用することとします。 2 1以外の場合（半日が診療時間となっている場合など）には、適用しないこととします。 <p>市民からすれば、日曜日に開いている診療所であれば常に助成されることが期待されるものです。しかしながら、実務上、たとえば、午前中が助成対象で午後からは当番医の診療として3割負担が求められることは、わかりにくいものであり、また、どこで助成の対象か否かを線引きするかは診療所の窓口としても説明が難しいものとなります。</p> <p>このため、無用な混乱を防ぐため、助成対象としないとするものです。</p> <p>一方、普段の日曜日に終日診療を行っている場合は、休日当番医の業務が同様に終日であれば、実務上困難は生じないので、この場合に限っては、助成することとするものです。</p> <p>市民への周知は、関係する医療機関の窓口へ掲示する方法とします。</p>
Q26	病院が定めている診療時間終了間際に電話をし、来院するケースで、時間内・外の扱いについて保護者の理解が得られない場合があります。時間内に受診するよう周知をお願いします。
A	ご質問の場合を時間内診療として扱うことの是非は別として、時間内受診の周知は進めてまいります。時間内受診の周知については、受給者証、受給者証送付時のチラシや医療機関等のポスターに明示してありますが、広報時や学校への説明など、機会をとらえて混乱のないよう周知していきたいと考えています。
Q27	<p>当院は日曜日に診療しておりますので、日曜日についてお尋ねします。</p> <p>日曜日は夜間早朝加算をしていますが、加算のまま助成としてよろしいですか。</p>
A	加算のまま助成となります。
Q28	夜間救急室を対象外とすることは、病院では、まず夜間救急の受診を勧めていることと矛盾しませんか。
A	急を要しない患者への対応による当直医の疲弊を防ぐため、また、夜間救急室が遠い地域などのバランスを考慮して、助成対象外とします。
Q29	施術所（柔道整復）の時間内とはどういうことですか。
A	<p>柔道整復師は、医師の同意を得た場合のほか、脱臼又は骨折の患部に施術をすることは認められておりません。ただし、応急手当をする場合は、施術が認められています（柔道整復師法第17条）。これを行う施術所の施術日、施術時間について、報告することは定められておらず、営業時間はまちまちとなっています。</p> <p>そこで、子どもたちのための生活時間に配慮し、助成適用の時間を日曜、祝日を除く午前9時から午後6時までの営業時間内としたものです。</p>

制度に関すること

Q30 小・中学生、高校生世代の時間外診療が助成対象外になる理由は何ですか。

A 小・中学生、高校生世代の通院医療費の助成制度を実施するにあたっては、安易に夜間に病院へ行くような、不要不急の受診いわゆる「コンビニ受診」が増加し、社会問題となっている「救急医療の疲弊」に影響を与えないよう、特別の配慮が必要と考えます。

小・中学生、高校生世代について、診療時間内のみ助成対象とすることで診療時間内の受診を促しています。

ただし、乳幼児については症状の急変や重症化しやすいことから、保護者がためらいなく医療機関を受診できるよう、時間外診療も助成対象としています。

Q31 償還払いの場合に、時間内外の識別はどうするのですか。

A 償還払いの申請時に本人聞き取り（自己申告）をするとともに、領収書記載の点数をもとに識別します。

場合により、医療機関等へ問い合わせをすることがあります。

Q32 「早期発見・早期治療」と「コンビニ受診」との整合性をどのようにとったら良いのですか。（例）「熱が出たから心配で夜中ですが来ました。」これは、早期発見としては是でしょうか。

A 早期発見・早期治療は子ども医療費助成制度においても大きな目的の一つです。この制度において、経済的負担が軽減されることにより、医療機関を受診しやすくなるそれがそれにつながると考えています。

一方、医療崩壊を防ぐためにコンビニ受診を防ぐことも重要です。この「コンビニ受診」とは、昼間の診療時間に受診できるにも関わらず、たとえば、子どもの塾通いや部活動又は自分の仕事を優先し、時間外に医療機関へ受診する自己都合による受診のことをいいます。これは、「早期発見・早期治療」とは別のものであり、子どものみならずすべての市民が一刻一秒を争う緊急時に、コンビニ受診により病院等の医療機関がふさがり、利用できないことは厳に避けなければならないことです。

このため、小・中学生、高校生世代については、診療時間内の受診に助成するという事でコンビニ受診化を招かないようにし、2回目以降の受診を時間内で診療を受けてもらうことで、助成の対象とし、診療時間内受診に誘導していきたいというものです。

Q33 助成する理由として、「診療報酬が高いから」安心して受診できないのでしょうか、「保険制度が不備だから」安心して受診できないのでしょうか。

A 助成の目的である「安心して受診」とは、どんな社会経済情勢下においても、子どもが病気にかかったり、怪我をしたりした場合に躊躇なく医療機関を受診できることを想定しております。子ども医療費助成制度は、安心とまらない要素のひとつである経済面に対して、手助けをするものであると考えています。

Q34 現状の保険制度でお金がなくて「早期発見・早期治療」ができなかった症例はどの程度あるのでしょうか。もし、ある程度あるのであれば、死亡率や入院数の改善でこの制度の判定をするのでしょうか。

A 制度の直接的な目的は、保護者の経済的負担を軽減することであり、健康保険制度の問題の有無を検証しようとするものではありません。このため、死亡率や入院数の改善の統計をとるまでの予定はありません。

Q35 訪問看護の場合はどうなりますか。

A 医師の訪問看護指示書に基づき、訪問看護を受けた場合、これまで償還払いでの対応でしたが、令和6年4月受診分からは、現物給付も対応可能となります。

Q36 事務手数料の単価はどうなりますか。

A 令和5年4月現在、1件あたり94円です。